

**第2回エコエリアやまがた推進コンクール
優秀賞（エコエリアやまがた推進協議会長賞）**
※掲載している情報は平成19年度時点のものです。

名 称	東 根 市 農 業 協 同 組 合										
所在地	東根市										
<p>1. 当該団体の概要</p> <p>(1) 組合員数・3, 596人（正組合員2, 900人・準組合員696人）</p> <p>(2) 設立年月日・平成12年4月1日（東根・大富・小田島・高崎・長瀬・若木）</p> <p>(3) 主要農産物取扱高</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>米穀</td> <td>752, 187千円</td> </tr> <tr> <td>園芸</td> <td>3, 067, 784千円</td> </tr> <tr> <td>畜産</td> <td>531, 617千円</td> </tr> <tr> <td>特販</td> <td><u>481, 815千円</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4, 833, 403千円</td> </tr> </table> <p>※ 園芸部門については、さくらんぼを中心とした果実の取扱いが大半であり、取扱高としては2, 897, 184千円となっている。</p> <p>2. 取組の背景・経過等</p> <p>(1) 活動地域の概要</p> <p>東根市は、村山平野の中心部に位置し、国道13号線と48号線に隣接する農村振興地域であり、人口約46, 000人である。</p> <p>東根市は平成6年に「果樹王国ひがしね」を宣言し、果樹の振興に特段の対策を打ち出すなど活力のある農業形態の確立を目指している。</p> <p>そこで、当農協は平成元年に東根、大富、小田島、高崎、長瀬の5農協が合併し、平成12年には若木農協が合併して現在の東根市農協となっており、さくらんぼ「佐藤錦」発祥の地」の名の基、佐藤錦を中核品種としたさくらんぼ生産を振興拡大している。</p> <p>(2) 取組の経過・概要</p> <p>当農協の果樹協議会等の生産組織においては、各種事業の導入により最先端施設を整備し、各種技術研修会を開催しながら高品質・高収量技術の高位平準化に努め、関東並びに京浜地方において「横綱印さくらんぼ」のブランドを確固たるものとしてきた。</p> <p>そのような中、平成14年に無登録農薬問題が発覚、消費地からの信頼が格段に低下することが大きく懸念された。そこで、当農協の各生産組織は消費者離れから引き起こる価格の低迷を即時解決し、これからの生産体制に影響が出ない状態をいち早く作り上げ、消費者の信頼を取り戻すため、あらゆる手立てを講じることとした。</p> <p>特に、果樹協議会では、「安全・安心」な農産物生産の取組みを消費者に対しどのような形で伝えるか検討を重ね、生産環境をより自然な形で保全するため低農薬生産に取り組むことを申し合わせた。</p> <p>そこで、当組合の果樹協議会を中心として生産者のエコファーマー取得に対する関心を高め、農協本所を中心に勉強会を開催し、各支所の生産組織が後押しする体制をとって各個人毎にエコファーマーを申請し取得することとなった。</p>		米穀	752, 187千円	園芸	3, 067, 784千円	畜産	531, 617千円	特販	<u>481, 815千円</u>	合計	4, 833, 403千円
米穀	752, 187千円										
園芸	3, 067, 784千円										
畜産	531, 617千円										
特販	<u>481, 815千円</u>										
合計	4, 833, 403千円										

現在までのエコファーマー取得者数は、1, 298名まで達している。

3. 農業経営・技術と取組姿勢

(1) 環境に配慮した農業技術の実践と工夫

ア 土壌診断の実施と有機質肥料の開発

平成元年の合併後、農協管内の農用地が中山間地から扇状地まで広範囲となることから地質の特性を把握するため各地域の土壌分析を行い、土壌成分により異なる施肥体系を解明し、より効率の良い健全な土作りをするための有機質をベースにした「ひがしね果樹有機1号・2号」、有機質100%の「ひがしねぼかし5. 2. 1」を開発、引続き「有機入り果樹専用“どんと肥い”」を開発し施肥体系の見直しを図ってきた。

また、当農協の畜産協議会と連携を図り、「完熟堆肥」の供給体制を確立、供給時期と供給量を年間を通じ受付し、堆肥散布も受託できる体制をとり、土壌活性を向上させるものとなった。

イ ポジティブリストの遵守、そして化学合成農薬の使用規制

果樹協議会と果樹推進員が一同に介し、年間使用した農薬の効果を検証するとともに隣接する異品目への影響を考慮し冬期間に「防除暦」を作成することとしている。エコファーマーを意識したものとなっていることはもちろん、天敵、花粉媒介昆虫にも影響が少なく、人畜、魚介類、鳥類に対する安全性の高い薬剤として、「バイオマックスDF」等も積極的に導入している。

また、水稲用農薬からの影響を未然に防止するため、東根市航空防除協議会との話し合いの中で、転作地に栽植されている果樹の隣接田に対する防除を無人ヘリコプターによる防除体制に変更し飛散防止に極力配慮するものとしている。

環境と低農薬を意識した生産体制の中で生産された農産物については、55品目にわたり「残留農薬事前分析」を計画的に行い、安全・安心な農産物として確固たるものとしている。

ウ やまがた農産物安全・安心取組承認制度への参加

平成17年度から実施された「やまがた農産物安全・安心取組承認制度」へ積極的に参加し、生産管理を確実に把握できるよう「生産工程管理表」の記帳を義務化して、生産リスクの未然防止を徹底している。「生産工程管理表」については、各農協支所で管理し問合せがあった時点には即答できるよう配慮している。

エ 生産技術高位平準化への取組み

当農協では品種毎に「果樹推進員」を設置している。果樹防除暦の作成に関与することはもちろんのこと、高品質生産のための「剪定技術目揃え会」等を行い生産技術の高位平準化を推進している。また、県園芸試験場等が開催する栽培技術講習会等には積極的に参加を促し多面的な技術習得に生産者全体が目を向けられる体制をとっている。

オ 安全・安心な産地イメージ確保

農協管内の生産者全体がエコファーマーを取得している状況下の中、環境保全型農業を展開していることを消費者から理解していただくため、積極的にアピールすることを重要視している。また、エコファーマー取り組みの是非を区別できるような出荷体制を取り、リーフレット等を利用するものとしている。

(2) 家畜排せつ物、稲わら、食品残さ、農業用廃ビニール等のリサイクル利用の実践と工夫

ア 畜産協議会との堆肥供給体制の確立

当農協管内においては、肉用牛が1, 200頭前後飼養されており、稲作農家と畜産農家が粗飼料（稲わら）供給体制をほぼ確立している。また、牛糞の完熟堆肥の還元契約もほぼ締結されている現状である。

稲作農家以外の生産者に対しても常時完熟堆肥を供給できる体制も完備され良質有機物の確保が容易なものとなっている。

イ 農業用廃ビニールの適正処理

さくらんぼ雨除けハウス及び園芸用ビニールハウスの廃ビニール処理については、東根市農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会（事務局は東根市）を組織し、毎年2回全地区において共同回収を行い、併せて廃プラスチックの処理も同時に実施している。

(3) 温室効果ガスの排出の抑制等を含む先進的な環境保全型の農法の実践と工夫

ア 園芸用ハウス等の保温及び加温効果を向上させるために二重被覆を実施、換気効率を向上させるために循環扇の設置を行っている。

イ ハウス内土壌診断に基づいた施肥設計の実施。

(4) 持続的な環境保全型農業の実践と経営確立

ア エコファーマー資格取得継続と高品位生産による農業収益性の向上

当農協の生産者の殆んどがエコファーマーを個人申請し資格取得していることから再認申請を励行し環境保全型農業に関する意識をより高め、良質生産による安全・安心そして優しい農産物を生産することにより消費者からの信頼度を確保、併せて生産技術の高位平準化の普及による高品質生産から農業収益性を向上させるものである。

イ 消費地への販売戦略

当農協の販売戦略として、関東・京浜地区の市場を媒体とする販売戦略を講じているのが現状である。その中でも産地から直接消費者に渡る販売方法として、郵便局の郵パックを利用した直接納入方式を取っておりリーフレットを利用した生産者アピールを実施している。

その他、協議会役員による商流宣伝を実施し、安全性をアピールし消費開拓を年間を通じ行っている。

また、東根市と友好都市関係である東京都中央区の各種行事に参加して、安全・安心な農業圏「東根」をアピールしている。

ウ 出荷検査体制とクレーム処理

出荷体制については、共選体制で出荷、全量検査格付を行い品質検査について万全を期している。エコファーマーの取組みについては、リーフレットを活用し消費者に対しアピールしている。出荷商品についてのクレーム処理は出荷支所の担当及びフルーツセンター職員が全面的に対処することとしている。

4. 周辺等への影響力・普及力

ア 地域全体でのエコファーマー取組みの意識確認

平成14年の無登録農薬問題、更にはポジティブリスト制度による農薬の規制、諸

問題が累積する中、当農協では出荷協定書の中に安全・安心を表題に掲げ、生産工程管理表の記帳義務とエコファーマー取組承認を果樹協議会を中心に強く呼びかけを行った。現在では果樹生産者の殆んどがエコファーマーの認定を受け、平成19年度において再認定を受けるための申請を終了している。

農家自体で取組みの必要性を強く受け止める環境となったことは明確である。

イ 地元消費者が農産物を安心して購入できる場の提供

平成15年10月に、当農協はアグリチャレンジャー支援事業を導入し、直売所を設置した。エコファーマーを取得している農家が安全・安心をアピールし地元消費者に安価で農産物を提供できるようになった。地元消費者からは、安心して買物ができる直売所として好評を得るとともに、生産者がエコファーマーに強く取り組んでいることを証明できる場所ともなった。

ウ 学校給食への食材供給

年間を通じその時々旬の農産物を学校給食に供給するようになって5年目となった。現在では、さくらんぼ・じゃがいも・かぼちゃ・トマト・ラフランス・ごぼうその他と品目が毎年増えるようになり、好評を得ている。給食の試食会に生産者と一緒に小学校に出向き、生産者自体からエコファーマーの取組みを生徒に直接説明し、地元の「安全・安心な農産物」への意識を強く持たせるようにしている。

エ 地域の農業資源保全と活性化

当農協の管内は、水田と果樹が混在する地域であり農薬飛散はもちろんのこと、水田除草剤の排水路への流出が問題視されている。果樹への灌水・防除に使用する水は直接排水路から使用する場面が多々あることから水田除草剤使用後の掛流しの規制を強化するなど他品目に対する影響をきわめて少なくし、環境保全型農業への呼びかけを徹底している。

5. その他特記事項

ア 水稻の一斉防除（有人ヘリコプターによる航空防除を無人ヘリコプターに転換）の見直しを検討している。

イ 生産工程管理表の個別チェックの重視。

6. 取組みの成果と展望

ア 取組みの成果

エコファーマーへの取組みから5年を経過し当農協の生産者全体を対象に推進を図ってきたことにより、環境保全型農業の重要性和安全・安心な農産物の生産の必要性の認識を深めていることは明確である。

その効果は果樹防除暦に反映されており、残留農薬の事前分析結果を見ても全件残留が確認されないまでになっている。

生産面のみならず、学校給食を含む消費面においても理解が深まり消費が拡大していることも事実である。

このように、消費拡大から農業収益性の向上に結びつき、エコファーマー取組みの利点が如実に現れてきた。

イ 今後の展開

今後も引き続きエコエリアの拡大を推進するものであり、消費者ニーズを先取りす

る産地を構築することを目標とするものである。

- ① 消費者からの信頼性確保
- ② 生産技術の底辺の底上げ
- ③ 特別栽培米の拡大